

令和 8 年度 修繕水道メーター購入仕様書

1 総 則

(1) 目 的

この仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合が修繕する水道メーター（以下「メーター」という。）の仕様及びその他必要な事項を定めるものである。

(2) 適用範囲

この仕様書で定めるメーターの口径、種類、発注予定数量は表 1 のとおりとする。

ただし、発注予定数量はあくまで予定であり、この数を保証するものではない。

令和 8 年度において、メーターの発注・納入後も、追加分としてメーターの発注を行う場合もある。

(3) 適用法令

メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等の最新版を適用する。

1) 計量法関係

- ① 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ② 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）
- ③ 計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）
- ④ 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）
- ⑤ 指定製造者事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）

2) 水道法関係

- ① 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ② 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
- ③ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）

3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）

- ① JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第 1 部：一般仕様
- ② JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第 2 部：取引及び証明用

4) その他関連する法令

(4) 用語の定義

メーターの購入は修繕品（再生品）下取り方式（以下「バーター方式」という。）である。

バーター方式とは、修繕メーター代金から安房郡市広域市町村圏事務組合が引き渡すメーターを下取りし精算する方式をいう。

ただし、修繕品（再生品）は修理可能品を保障するものではない。また、一部特殊品を含む。

表1 メーターの口径、種類

口径	表示桁数 (m ³ 以上)	種類	発注 予定数量
13ショート	4桁以上	単箱型接線流羽根車式乾式（アナログ・デジタル併用表示）水道メーター	8,053 個
20	4桁以上	複箱型接線流羽根車式乾式（アナログ・デジタル併用表示）水道メーター	631 個

(5) 検定証印または基準適合証印

メーターは、計量法第72条に規定する検定証印が付されたもの、又は、計量法第96条に規定する基準適合証印が付されたものでなければならない。

また原則として、そのメーターの納入日前1ヶ月以内に計量法第71条の検定に合格したもの、又は、計量法第95条の規定に適合することを確認したものでなければならない。

なお、検定証印または基準適合証印は、シール及び証印玉を付するものとする。ただし、使用する証印玉は環境に配慮した非鉛製材料（合成樹脂等）であること。

2 メーターの仕様

(1) メーターの構造・材質（接線流羽根車式）

ア メーターの構造及び材質は、十分な強度と耐久性を有し、水質に悪影響を及ぼさないものとする。

イ メーターの構造は、修繕できるもので、かつ、他社との互換性を有するものとする。

ウ 上下ケース等の鋳造部品には、巣・こぶ・傷・錆等の使用上有害な欠点があつてはならない。

エ メーター内部機構・羽根車等使用するプラスチック及びガスケット類は、衛生上無害であり無臭のものとする。

オ 流入口に異物の流入を防ぐストレーナを設けるものとする。

カ 上下ケース等の材質は、表2のとおりとする。

キ メーターは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の基準に適合しなければならない。また、Biについては、浸出性能試験の結果が0.05 mg/L以下であること。

なお、納入後8年間同基準に適合することを保証すること。

表2 主要部品の材質

口径 (mm)	材質
13ショート、20	鉛レス銅合金 注1

注1 鉛含有量0.25Wt%以下の銅合金であり、機能的性質、耐久性及び耐食性はJIS H 5120のCAC406と同等以上であるものに限る。

(2) メーターの主要寸法等

メーターの両端の取付け部ねじ寸法及びメーター全長、付属品等は、表 3 のとおりとする。

表 3 メーターの主要寸法等

方法：袋ナット式

口径 (mm)	Q (m ³ /h)	R	全長 (mm)	ねじ寸法 注 1		付属品 (メーター1 個に付き) パッキン
				外径 (mm)	ねじ山数 (山/in)	
13 ショート	2.5	100	100	26.4	14	2 枚
20	4	100	190	33.2	11	2 枚

注 1 基準山形及び基準寸法等は JIS B 0202「管用並行ねじ」の規定を準用する

(3) 表記

ア 蓋の表記

(ア) 蓋の上面にメーター口径を表記し、新たに表 4 の指定符号及び指定番号を鮮明に打刻すること（打刻例「安 n 2601300001」）。

(イ) 蓋の裏面には、検定有効期間の満了年月をシールの貼付等により表記すること。

イ メーターケースの表記

(ア) 上ケース上面に表 4 の指定符号及び指定番号を鮮明に打刻する（打刻例「安 n 2601300001」）。

(イ) 下ケース側面に口径、流れ方向、鑄造年及び登録商標を鑄出しにより表記する。

(ウ) メーター上下ケースに鉛含有量 0.25Wt%以下の銅合金(以下「鉛レス銅合金」という。)を使用しているものは、材質を示す材料記号を鑄出しにより各部品に表記すること。

なお、材料記号は表 5 のとおりとする。

ウ 打刻について

蓋の上面及び上ケース上面へ表 4 の打刻法則に基づき、指定符号及び指定番号を打刻すること。

表 4 打刻例

口径 (mm)	例	打刻法則
13 ショート	安 n 2601300001	1 桁目 “安”(安房郡市広域市町村圏事務組合の水道としての印) 2 桁目 修理回数 (n、f、s) 3・4 桁目 年度 (西暦下 2 桁)
20	安 n 2602000001	5～7 桁目 口径 (013～075) 8～12 桁 年度ごとの連番※ ※ 同口径で種類が異なる場合は、8 桁目で調整する。

表 5 材料記号及び表面処理表

区分	種類	記号
材料記号	鉛をビスマスで代替した青銅鋳物 (B i 系)	B
(鉛レス同合金)	鉛をシリコンで代替した黄銅鋳物 (S i 系)	E

(4) 塗装

ア メーター上下ケースの塗装仕様は表 6 のとおりとする。

イ 内面又は外面の塗装を行う場合、表面の錆び・埃等の付着物を完全に除去し、耐食・防錆の処理をした後、塗装するものとする。

ウ 塗料は、衛生上有害な物質を含まず乾燥後水に溶けないものとし、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定める侵出等に関する基準に適合したものでなければならない。

エ 外面塗装色は、無色とする。

なお、上ケースの打刻面及び取付ねじ部は塗装しないこと。

オ 蓋の色は青色とする。

表 6 塗装仕様

主要部品の材質	内 面	外 面
鉛レス銅合金	不 要	アクリル樹脂塗装又は フタル酸樹脂塗装
表面処理	不要 (表面処理に要する塗装は除く)	
鋳鉄、 ダクタイル鋳鉄	エポキシ樹脂粉体塗装 (JwwA G 112 による)、又はエポキシ樹脂塗装 (JwwA K 135 による)	

3 納 入

(1) 納入方法

ア メーターの納入個数、納入時期及び納入場所は、安房郡市広域市町村圏事務組合の指示書によるものとする。

イ メーターの引渡しは、開梱、整理を終え完了するものとする。

ウ メーター両端のねじ部にキャップを取付けるものとする。

エ 修繕品(再生品)の下取りについては、交換数量を前納し、交換工事終了後回収メーターを引き取ること（引き取りは安房郡市広域市町村圏事務組合が指定する期日までとする）。

また、安房郡市広域市町村圏事務組合職員が指定した個数ごとに区分して納入すること。

オ 納入するメーターの指示数は $0.5 \sim 0.6 \text{ m}^3$ とすること。

(2) 付属品

表 3 に示す付属品を発注個数に応じ、メーター1 個ごとに付けて納入すること。

(3) 提出書類

納入までに、性能保証曲線及び納入するメーターが給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の基準に適合していることを証明する書類を提出すること。

4 保 証

メーターの納入完了日から検定満了日までに、そのメーターに機能不確実なものが発生した場合、無償で交換しなければならない。

ただし、不可抗力の場合はこの限りでない。

5 疑 義

本仕様書に疑義が生じた事項及び定めのない事項については、その都度協議するものとする。